

建設常任委員会関係

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
（手数料の徴収）	（手数料の徴収）
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
（1）～（384） ー略ー	（1）～（384） ー略ー
（384）の2 建築 既存建築 27,000円 基準法施行令 物の敷地 （昭和25年政令 と道路と 第338号） <u>第137</u> の関係に <u>条の12第6項</u> の 関する制 規定に基づく建 限の適用 築物の敷地と道 除外に係 路との関係に関 する認定申 する制限の適用 請手数料 除外に係る認定 の申請に対する 審査	（384）の2 建築 既存建築 27,000円 基準法施行令 物の敷地 （昭和25年政令 と道路と 第338号） <u>第137</u> の関係に <u>条の12第11項</u> の 関する制 規定に基づく建 限の適用 築物の敷地と道 除外に係 路との関係に関 する認定申 する制限の適用 請手数料 除外に係る認定 の申請に対する 審査
（384）の2の2 既存建築 27,000円 建築基準法施行 物の道路 令 <u>第137条の12</u> 内の建築 <u>第7項</u> の規定に に関する 基づく道路内の 制限の適 建築に関する制 用除外に 限の適用除外に 係る認定 係る認定の申請 申請手数 に対する審査 料	（384）の2の2 既存建築 27,000円 建築基準法施行 物の道路 令 <u>第137条の12</u> 内の建築 <u>第12項</u> の規定に に関する 基づく道路内の 制限の適 建築に関する制 用除外に 限の適用除外に 係る認定 係る認定の申請 申請手数 に対する審査 料

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行					改 正 案				
別表					別表				
占用物件	占用料				占用物件	占用料			
	単位	所在地				単位	所在地		
		第 1 級地	第 2 級地	第 3 級地			第 1 級地	第 2 級地	第 3 級地
一略一					一略一				
一略一	占 用	一略一			一略一	占 用	一略一		
令第 7 条第 14 号	面 積	A に 0.031 を 乗 じ			令第 7 条第 14 号	面 積	A に 0.031 を 乗 じ		
に掲げる施設	1 平	て 得 た 額			及び第 15 号に 掲	1 平	て 得 た 額		
	方 メ				げる施設	方 メ			
	ー ト					ー ト			
	ル に					ル に			
	つ き					つ き			
	1 年					1 年			

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(入居者の公募の方法)	(入居者の公募の方法)
第3条 知事は、県営住宅の入居者を公募しようとするときは、次の各号に掲げる事項を <u>県公報</u> に記載するほか、新聞、ラジオ、掲示等の方法により公表しなければならない。	第3条 知事は、県営住宅の入居者を公募しようとするときは、次に掲げる事項を <u>インターネットの利用その他の適切な方法</u> により公表しなければならない。
(1)～(5) 一略一	(1)～(5) 一略一
(入居者の資格)	(入居者の資格)
第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）並びに被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定により法第23条各号（住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては、第1号を除く。）に掲げる条件を具備するものでなければならない。	第5条 県営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備するものでなければならない。
(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。	(1) <u>独立の生計を営む者であること。</u>
(2) その者の収入が次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める金額を超えないこと。	(2) 現に同居し、又は同居しようとする者が <u>ある場合においては、これらの者が親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）であつて自己と生計を一にするものであること。</u>
イ 入居者又は同居者が障がい者である場合等入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合 214,000円	(3) その者の収入が次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める金額を超えないこと。
ロ及びハ 一略一	イ 入居者又は同居者が障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）である場合等入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合 214,000円
(3) 一略一	ロ及びハ 一略一
(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）	(4) 一略一
	(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（以下この条において「入居者等」という。）が暴力団員による不当な行

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。	為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
	(6) <u>入居者等が地方税を滞納していないこと。ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</u> (7) <u>入居者等が過去に県営住宅に入居していた場合においては、現に当該県営住宅の家賃等に係る債務を負っていないこと。</u> (8) <u>入居者等が第19条の2の規定に違反し、第24条第1項の規定による県営住宅の明渡しの請求を受けた者又はその者と同居し、当該請求の原因となつた行為をした者（当該行為をした時に成年であつた者に限る。）である場合においては、当該請求に基づく県営住宅の明渡しを行った日の翌日から起算して5年を経過していること。</u>
（入居者資格の特例）	（入居者資格の特例）
第5条の2 一略一	第5条の2 一略一
2 <u>前条第2号ロに掲げる県営住宅の入居者は、同条各号（老人等にあつては、同条第1号を除く。）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失つた者でなければならない。</u> <u>（連帯保証人）</u>	2 <u>前条第3号ロに掲げる県営住宅の入居者は、同条各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失つた者でなければならない。</u>
<u>第10条 入居決定者は、2名の連帯保証人を立てなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める者については、この限りでない。</u>	<u>第10条 削除</u>
2 <u>前項に定める連帯保証人は、県内（当該連帯保証人が入居決定者の3親等内の親族である場合は、国内）に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で知事が適当と認めるものでなければならない。</u> （収入の認定）	（収入の認定）
第15条 一略一	第15条 一略一
2 一略一	2 一略一
3 知事は、入居者が当該県営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者の収入が第5条第2号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を当該入居者に通知しなければならない。	3 知事は、入居者が当該県営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者の収入が第5条第3号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を当該入居者に通知しなければならない。
4～8 一略一 （管理の特例）	4～8 一略一 （管理の特例）

第26条の4 法第47条第1項の規定により市町村又は山形県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条、第4条、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第2項及び第4項、 <u>第10条、第17条第2項、第24条の2第1項及び第5項並びに第25条の2</u>	知事	市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長
—略—	—略—	—略—

附 則

1～3 —略—

(入居者資格の特例)

4 第5条の規定の適用については、当分の間、県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第1号の条件を具備する者とみなす。

第26条の4 法第47条第1項の規定により市町村又は山形県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条、第4条、 <u>第5条第6号、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第2項及び第4項、第17条第2項、第24条の2第1項及び第5項並びに第25条の2</u>	知事	市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長
—略—	—略—	—略—

附 則

1～3 —略—

(削る)